

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和元年 7月 3日(水)
開会 午後 1時 30分
閉会 午後 1時 50分
場所 みよし市役所 3階 研修室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銃造

(書記)

総務部部長(書記長)	村田 信光	総務課副主幹(書記)	塚崎 仁
総務部参事(書記)	本田 靖	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主事(書記)	横田 竜一
		総務課主事(書記)	三宅 望

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

ア 選挙時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

(2) 選挙管理委員会告示について

ア ポスター掲示場の設置場所について

イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

エ 期日前投票所の場所について

オ 投票所の場所について

カ 開票の場所及び日時について

キ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について

ク 投票管理者、同職務代理者の選任について

ケ 開票管理者、同職務代理者の選任について

コ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について

サ 開票立会人選任のくじの場所及び日時について

3 その他

- (1) 参議院愛知県選出議員選挙の事前審査状況について
- (2) 参議院議員通常選挙啓発計画について
- (3) 投票所入場券について

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< あ い さ つ ></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>議題1 「選挙人名簿選挙時登録」について事務局より説明いたします。</p> <p>1 ページ目を御覧ください。</p> <p>今回の選挙時登録における資格要件等について説明します。</p> <p>大きい1番ですが、選挙時登録の基準日及び登録日は、令和元年7月3日(水)、本日でございます。</p> <p>大きい2番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。まずひとつ目ですが、登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、選挙期日の7月21日現在において年齢満18歳以上である者であることが要件となります。2つ目は、住所要件として、平成31年4月3日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3か月要件です。イについてですが、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成31年3月3日から令和元年7月2日までに転出した者、すなわち転出後4か月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p>

大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成31年3月2日以前に転出したものです。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。3つ目は、欠格事項に該当した場合です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい2(2)イで触れた、平成31年3月3日以降の転出者となります。

続いて4ページ目を御覧ください。

こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和元年7月3日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,680人、女23,328人であり、合計48,008人です。下には、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものを掲載しております。

3ページ目には、世代別の選挙人の数の増減を、6月定時登録時のデータと比較して、掲載しております。

4ページ目をご覧ください。

こちらは、前回のみよし市議会議員選挙に伴う選挙時登録と今回の選挙時登録及び前回の6月定時登録と今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数の投票区、男女別の数の増減を表したものを掲載しております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。5ページ目を御覧ください。7月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男55人、女22人、計77人であり、前回の6月定時登録時と変更ございません。

6ページ目は、在外選挙人77人の在留している国の内訳でございます。

議題1 選挙人名簿選挙時登録についての説明は以上です。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。

議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(1) 選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。

福上書記	<p>続きまして、議題(2) 選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。</p> <p>議題(2) 選挙管理委員会告示について、説明させていただきます。 資料の7ページ以降となります。順に説明させていただきます。 まず、7ページでございますが、選挙管理委員会告示の第43号でございます。こちらは、令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場設置の告示でございます。こちらにつきましては、7月2日に市内全てのポスター掲示場設置を完了しております。公職選挙法の規定に基づき、直ちに告示をすることとなっておりますので7月2日付けで既に告示をさせていただいております。</p> <p>8ページ、9ページには、今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧を載せさせていただいております。直近のみよし市議会議員一般選挙と同様の場所となっております。</p> <p>10ページを御覧ください。告示の第44号でございます。こちらにつきましては、今回の選挙時登録の登録者数の内の、地方自治法の規定に基づく、50分の1の数の告示でございます。地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は961となります。</p> <p>11ページにつきましては、告示の第45号について、地方自治法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示でございます。地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,003となります。</p> <p>12ページを御覧ください。告示の第46号でございます。今回の選挙における、期日前投票所の場所の告示でございます。期日前投票所の場所といたしましては、みよし市役所、みよし市三好町小坂50番地を告示させていただきます。続いて告示の第47号でございます。今回の選挙における投票所の場所の告示でございます。三好投票区から黒笹投票区までの市内8箇所につきまして、それぞれの投票区内にある小学校の体育館、それから天王投票区につきましては、新屋児童館の場所を告示させていただいております。</p> <p>13ページを御覧ください。告示第48号は、開票の場所及び日時の告示でございます。場所は三好公園総合体育館で、日時は令和元年7月21日午後9時10分からでございます。</p> <p>14ページを御覧ください。告示の第49号は、今回の選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の告示でございます。それぞれ、職務を行う日ごとに氏名及び住所を記載させていただいております。今</p>
------	--

回の期日前投票につきましては、全て選挙管理委員会事務局の職員で投票管理者と職務代理者を務めさせていただきます。なお、委員の皆様につきましては、投票立会人を期間中で1回ずつお願いさせていただくこととしておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

15 ページを御覧ください。告示の第 50 号について、今回の選挙の投票日当日の投票管理者と職務代理者の告示でございます。市内 8 投票区の各投票管理者と各職務代理者の氏名と住所を記載させていただいております。いずれもみよし市の職員でございます。

16 ページを御覧ください。告示の第 51 号でございます。こちらは、今回の選挙の開票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。下の告示第 52 号では、投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示でございます。くじは、令和元年 7 月 4 日午後 6 時から、みよし市役所 3 階 301 会議室で行います。

17 ページを御覧ください。告示第 53 号は、今回の選挙の開票立会人を定めるくじを行う告示でございます。開票立会人の受付は、令和元年 7 月 18 日午後 5 時までに行い、届出者が 10 名を超えた場合にくじを行います。10 名を超えない場合は、くじは行いません。

以上が議題(2) 選挙管理委員会告示についての説明でございます。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、ご質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。

議題(2) 選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(2) 選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。

続きまして、「3 その他」について、書記より説明をお願いします。

塚崎書記

それでは議題「3 その他」について説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、参議院愛知県選出議員選挙の事前審査状況についてです。資料につきましては、次第とは別に用意させていただきました。選挙区とは別に、総務省から比例代表の事前審査状況も来ております。

愛知県選挙管理委員会から提供がありました愛知県選挙区の事前審査状況としては、昨日の午後5時現在で、12名の方が事前審査を終えられている状況とのことです。愛知県選挙区の定数は8名で、今回の選挙でその半分の4名が改選されることとなり、このままの状況であれば、12名の方でその4席の選挙戦が繰り広げられることとなります。

総務省から情報提供がありました比例代表では、現在のところ、12の政党が事前審査を終えられている状況となっております。1点目の事前審査状況については、以上となります。

続きまして、2点目の参議院議員通常選挙啓発計画についてでございます。資料は次第18ページとなります。こちらに書かれている8点の啓発を実施する予定です。街頭啓発につきましては7月13日に実施する予定で、これに先駆けて、同日の午前に選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会議を行う予定です。啓発計画の説明は以上でございます。

その他最後の3点目ですが、投票所入場券についてでございます。今回の選挙の投票所入場券は、昨日郵便局に持ち込み、昨日と今日で郵便局による仕分け作業を行い、明日から順次各世帯に配布される予定です。7月6日土曜日までにはほとんどの世帯に配布がされると捉えております。

その他の案件については以上となります。

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、ご質問等がなければ、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。

本日は、御苦勞様でした。

伊豆原委員長